

第2章 取締役会設置会社から取締役会非設置会社への移行

Q
18

取締役会を廃止することにしましたが、定款はどのように変更すればよいですか。

A 取締役会を廃止する場合には、定款の規定のうち、取締役会に関する章、条項を削除もしくは変更し、株主総会の特別決議により定款変更手続をすることを要します。

解 説

1 定款変更の特別決議

取締役会を廃止するには、株主総会の特別決議により取締役会を置く旨の定めを廃止する定款変更を必要とします（会社466・309②十一）。

2 定款の条文変更

(1) 「株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する」旨の定め

「株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する」旨の株式の譲渡制限に関する定めは、取締役会を廃止することにより、以後、取締役会の承認を得ることができなくなるため、「株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する」等と変更します。譲渡承認機関の詳細については、Q29をご参照ください。

(2) 「取締役会の決議により代表取締役を定める」旨の定め

「取締役会の決議により代表取締役を定める」旨の定めは(1)と同じ理由により、規定を変更する必要があります。原則として代表取締役

の選定方法を定めず、各取締役が会社を代表し、対外的業務執行をなしうることとしますが(会社349①②)、代表取締役が複数いる場合には、会社の業務執行の方針が統一されない可能性が高くなります。この場合、1名の代表取締役に業務執行の権限を集中させることで、迅速で適正な業務執行に資し、会社の方針を統一することができます。そのため、取締役の中から代表取締役を定めることが許容されています(会社349①ただし書③)。

代表取締役の選定方法は次のとおりです。

- ① 定款に代表取締役の氏名を記載する方法
- ② 株主総会決議によって選定する方法
- ③ 定款に取締役の互選で代表取締役を選定する旨の規定をした上で、取締役が互選をする方法

代表取締役選定についての詳細は、Q23をご参照ください。

(3) 「何らかの決定につき、取締役会決議を要する」旨の定め

「何らかの決定につき、取締役会決議を要する」旨の定めがあるときには、その他の機関が決定しなければならない旨の規定に変更をする必要があります。

例えば、「代表取締役に事故があった場合には、株主総会の招集権者や議長を取締役会により定める」旨や、「株式に関する手続や基準日にに関する定めを取締役会決議に委ねる」旨の規定がある場合などがこれに当たります。

3 定款の条文廃止

定款に「当会社は取締役会を設置する。」旨の記載がある場合には、当該定めを廃止します。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によって、株主総会の定款変更手続を経ずに、取締役会設置会社とみなされた株式会社(いわゆる「みなし取締役会設置会社」(整備76②))であっても、「会社法の施行により当会社の定款に定めがあるものとみなされた「取締役会設置会社の定め」を廃止する」旨の

定款変更決議が必要になります。

また、定款に「第〇章 取締役会」と章立てになっている場合には、該当する章ごと定款の定めを廃止します。

4 その他任意的に定款変更が考えられる場合

(1) 取締役の任期の伸長または短縮の定め

取締役の任期を伸長または短縮する旨の規定を設けることができます。詳細はQ22をご参照ください。

(2) 公告の方法

古くからの会社は、日刊紙を公告方法と定めている例がしばしば見られるので、公告費用等を考え、官報公告に変更することも検討する機会です。

(3) 株券を発行する旨の定めの廃止

現実に株券を発行していない会社であるが、株券不発行の登記をしていなかったために、会社法改正により株券発行会社であるとみなされ、その旨の登記がされてしまっている会社（整備113④・136⑫三）は、事実に沿って、株券を発行する旨の定めを廃止することも検討する機会です。現実に株券を発行していない会社であれば、「株券を発行していない」旨が記載された株主名簿を法務局に提出することで、株券を発行する旨の定款の定めの廃止による変更の登記をすることができます（商登63）。

…コラム ………………

○取締役会を廃止できない場合

公開会社、監査役会設置会社、委員会設置会社においては取締役会を置く旨の定めを廃止することはできません（会社327①）。取締役会設置会社と取締役会非設置会社の相違については、Q2をご参照ください。

書式例

○株主総会議事録（取締役会設置会社の定めを廃止する決議）

第〇号議案 定款一部変更の件

議長は、今般、当社の事業形態の実情に合わせて、当会社の定款に定めがあるものとみなされた取締役会設置会社及び監査役設置会社の定めを廃止し、取締役会非設置会社として、組織変革を行ったことに伴い、定款を次のとおり変更したい理由を詳細に説明し、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決された。

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (公告の方法) 第〇条 当会社の公告は、〇〇新聞に掲載してする。	第1章 総 則 (公告の方法) 第〇条 当会社の公告は、 <u>官報</u> に掲載してする。
第2章 株 式 (株 券) 第〇条 当会社の株券は、1株券、10株券及び100株券の3種類とする。 (株式の譲渡制限) 第〇条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。 (株式に関する手続及び手数料) 第〇条 名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株主の住所、氏名、印鑑の変更の届出、株	第2章 株 式 (株券の不発行) 第〇条 <u>当会社は株式に係る株券を発行しない。</u> <u>(株式の譲渡制限に関する規定)</u> 第〇条 当会社の株式を譲渡により取得するには、 <u>株主総会</u> の承認を受けなければならぬ。 (株式に関する手續及び手数料) 第〇条 <u>株主名簿、株主の住所、氏名、印鑑の届出、その他株式に関する手續及びその手数</u>

<p>券の再発行、その他株式に関する手續及びその手数料は取締役会の決議によって定める。</p>	<p>料は、<u>法令又は定款に定めるもの</u>のほか、<u>株主総会の決議</u>によって定める。</p>
<p>(基準日)</p>	<p>(基準日)</p>
<p>第〇条 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p>	<p>第〇条 当会社は、<u>毎年〇〇月〇〇日</u>の最終の株主名簿に記載された<u>議決権を有する株主</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>2 前項にかかわらず、必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>2 前項にかかわらず、必要ある場合は、<u>株主総会の決議によって</u>、<u>あらかじめ公告して</u>、<u>一定日の最終の株主名簿に記載された株主</u>をもって、その権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>第3章 株主総会 (議長)</p>	<p>第3章 株主総会 (議長)</p>
<p>第〇条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第〇条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ株主総会の定める順序により、他の取締役</u>がこれに代わる。</p>
<p>第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会 (取締役会の設置)</p>	<p>第4章 取締役及び代表取締役</p>
<p>第〇条 当会社は、取締役会を置く。</p>	<p><u>削除</u></p>

(監査役の設置)

第〇条 当会社は、監査役を置く。

2 監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

(取締役及び監査役の員数)

第〇条 当会社の取締役は、3名以上5名以内、監査役を2名以内とする。

(監査役の選任)

第〇条 当会社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上に当たる議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(取締役及び監査役の任期)

第〇条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。

3 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。

4 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときま

削除

(取締役の員数)

第〇条 当会社の取締役は、1名以上とする。

削除

(取締役の任期)

第〇条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。

監査役の規定は全て削除

でとする。

(取締役会の招集)

第〇条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期日を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第〇条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会議事録)

第〇条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

(代表取締役及び役付取締役)

第〇条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会の決議によって、

削除

削除

削除

(代表取締役及び役付取締役)

第〇条 代表取締役は、取締役が複数あるときは取締役の互選によって選定する。

2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役の互選によって、取

取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(報酬及び退職慰労金)

第〇条 取締役及び監査役の報酬並びに退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 計 算
(中間配当金)

第〇条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の分配（以下、中間配当金という）をすることができる。

締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(報酬等)

第〇条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもつてこれを定める。

第5章 計 算
削除

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社臨時株主総会

議事録作成者 代表取締役 〇〇〇〇 ㊞(注)

(注) 「会社実印」を押印します。

【アドバイス】

- 議事録に定款の新旧対照表を付けることは大変ですので、新定款を改めて作成しなおし、議事録の記載としては、「・・・組織変革を行ったことに伴い、別紙定款案のとおり変更したい理由を・・・」とし、定款全文を議事録に添付する方法もあります。

定款は、会社に備え置かなければなりません（会社31①）、対外的に定款の提出を要するときにもそのまま写しを提出することができるので、便利な方法です。

- ② 本書式例は、議事録作成者の記名押印のみとなっていますが、会社の機関設計の変更は会社の経営に影響を及ぼすことが想定されるため、議長および出席取締役の責任を明確にするため、出席者全員の記名押印または署名をもらっておくことは会社のコンプライアンスの考え方からも、よいでしょう。

○株主名簿（現実に株券を発行していない会社）

○○株式会社 株主名簿					
番号	取得年月日	株式の種類 及び数	株券発行事項	住 氏	所 名
1	昭和○○年○○月○○日	普通株式 ○○株	不発行	○○県○○市○○町○丁目○番○号 ○○○○	

上記は当社の株主名簿に相違ない。
平成○○年○○月○○日
○○県○○市○○町○丁目○番○号
○○株式会社
代表取締役 ○○○○ 印(注)

(注) 「会社実印」を押印します。

第8章 取締役会非設置会社の組織変更・組織再編

Q
50

特例有限会社から取締役会非設置会社へ移行するためにはどのような手続が必要ですか。

A 特例有限会社は、①株主総会による定款変更として、その商号中に株式会社という文字を用いる商号変更決議手続、②本店の所在地において、通常の株式会社への移行の登記を経ることにより取締役会非設置会社になることができます。

解説

1 取締役会非設置会社への移行

特例有限会社とは、会社法の設立に伴い廃止された有限会社法により設立された会社のことをいいます。現在でも有限会社を名乗ることはできますが、法律上、株式会社として扱われています（整備2①）。ただし、特例有限会社は自動的に株式会社を名乗ることはできず、以下の手続を経ることによって株式会社になることができます（整備45）。

(1) 株主総会による定款変更手続

株式会社へ移行することを条件に株主総会決議をすることによって、役員、発行可能株式総数、その他の登記事項の変更をすることができます（平18・3・31民商782第3部第3 1）。株式会社へ移行するためには、商号中に株式会社という文字を使用しなければなりません。

なお、①本店移転の登記、②ある登記所において初めてする支店設置（移転）の登記、③ある登記所において営業所が存しないこととなる支店廃止（移転）の登記は同時に申請することはできません（登研701・205）。

(2) 本店の所在地における通常の株式会社への移行の登記

特例有限会社が定款変更をする株主総会決議をしたときは、その本店の所在地においては2週間以内に、当該特例有限会社については解散の登記をし、株式会社については設立の登記をしなければなりません（整備46）。なお、株式会社としての効力の発生時期は、本店の所在地における通常の株式会社への移行の登記をしたときとなります（整備45②）。

2 特例有限会社の取締役

特例有限会社の取締役には、任期の上限がありませんが（整備18）、株式会社の取締役には、会社法332条による制限があります。通常の株式会社への移行の登記の申請時に会社法で定められた任期規定（定款で任期を定めた場合には、当該任期）を適用すると、すでに退任していることになる場合には、通常の株式会社への移行の登記の申請時に任期満了により退任すると解されています。

このような場合には、商号中に株式会社という文字を用いる商号変更に係る株主総会において、取締役を予選しておく必要があります。

3 特例有限会社の代表取締役

取締役が通常の株式会社への移行の登記の申請時に会社法で定められた任期規定（定款で任期を定めた場合には、当該任期）を適用すると、すでに退任していることになる場合に、代表取締役を予選するためには、以下の方法があります（会社349③）。

(1) 商号中に株式会社という文字を用いる商号変更決議をする際に、会社の定款を作成し直し、定款の附則に代表取締役の住所・氏名を記載する方法

移行前の取締役と移行後の取締役に相違がある場合において、従来

の定款では代表取締役の互選規定がない場合には、移行前の現在の取締役が互選により、代表取締役を予選することはできません。その場合は、定款の附則に代表取締役の住所・氏名を記載する必要があります。

(2) 移行前の取締役と移行後の取締役に相違がない場合において、定款の定めに基づく取締役の互選によって、代表取締役を予選する方法

実務では、互選をした日と移行日が合理的な日程であるべきと解されています（登研221・48）。趣旨としては、Q23解説7の代表取締役の予選と同じ見解になると考えられますので、合理的な日程とは1か月を超えない程度の短期間であることが望ましいでしょう。

(3) 特例有限会社の定款に互選規定がない場合において、株式会社に移行後も互選規定を置かない場合、株式会社への移行の決議をする際に、代表取締役を予選する方法

通常の株式会社への移行を決議する株主総会で、移行に伴う取締役の選任および代表取締役の選定を行い、通常の株式会社への移行の効力が発生することを条件に就任承諾をします。

コラム

○予選と互選

「予選」とは、現任者の任期が満了する前にあらかじめ後任者を選任する決議をしておき、現任者の任期満了時にその決議の効力を発生させる期限付き決議のことといいます。

「互選」とは、それぞれの取締役の中からある役に就くのが適当と考える取締役に投票して選挙することをいいますが、必ずしも選挙をする必要はなく、各取締役の中で推薦して決めることができます。

1. 課税標準金額	金〇〇万円（注1）
1. 登録免許税	金3万円（注2）
1. 添付書類	株主総会議事録 1通 定款（注3） 1通 就任承諾書 2通 印鑑証明書 2通

別紙

「商号」〇〇株式会社

「本店」〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

「会社成立の年月日」平成〇〇年〇〇月〇〇日

「公告をする方法」官報に掲載してする

「目的」

1 〇〇〇〇〇〇

2 〇〇〇〇〇〇

3 〇〇〇〇〇〇

4 前各号に附帯する一切の事業

「発行可能株式総数」〇〇株

「発行済株式の総数」〇〇株

「資本金の額」金〇〇円

「株式の譲渡制限に関する規定」当会社の株式を譲渡により取得するには株主総会の承認を要する

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」〇〇〇〇

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」〇〇〇〇

「役員に関する事項」

「資格」代表取締役

「住所」〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

「氏名」○○○○

「登記記録に関する事項」

平成○○年○○月○○日○○県○○市○○町○丁目○番○号○○有限
会社を商号変更し、移行したことにより設立

(注1) 資本金の額が課税標準金額になります。

(注2) 資本金の額の1000分の1.5(移行前の特例有限会社の資本金の額を超える部分については、1000分の7)になります(登税17の3・別表第一第24号(-ホ))。

(注3) 公証人の認証を改めて受ける必要はありません。

【アドバイス】

特例有限会社から株式会社へ移行する場合には、改めて印鑑を提出しなおす必要があります。

また、印鑑カードについても会社の形態が変更されることにより、印鑑カードを引き継ぐことができませんので、登記が完了した後に、印鑑カード交付申請書を法務局へ提出する必要があります。

印鑑届書および印鑑カード交付申請書については、Q17の記載例をご参照ください。

○登記申請書(特例有限会社から取締役会非設置会社へ移行する解散登記)

特例有限会社商号変更による解散登記申請書

1 商 号	○○有限会社
1 本 店	○○県○○市○○町○丁目○番○号
1 登記の事由	商号変更による解散
1 登記すべき事項	別紙のとおり
1 登録免許税	金3万円
1 添付書類	なし(注)

別紙

「登記記録に関する事項」

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇有限
会社を商号変更し、移行したことにより解散

(注) 委任状を含む何らの添付書面も添付する必要はありません(整備136②)。